

KAM と 監査役

早稲田大学 尾崎安央

はじめに

- 金融商品取引法上の「監査報告書」の記載事項の変更 KAM の創設
- 適用対象：有価証券報告書等の提出会社
 - 除：資本金 5 億円未満 or 売上高 10 億円未満で、負債総額 200 億円未満の非上場会社
- 2020 年 3 月期決算の監査から早期適用 2021 年 3 月期決算の監査から適用
【参考文献】 多数
- 公益社団法人日本監査役協会「監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する Q&A 集」(2020 年 6 月)
- 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 **701**「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(2019 年 2 月)
- 日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告 **6 号**「監査報告書に係る Q&A」(2019 年 7 月、2020 年 5 月改正) 23 頁以下 (2.監査上の主要な検討事項関係の Q&A)

I KAM についての復習

1 KAM とは何か

- 2018 年改訂「監査基準」第四 (報告基準)
第四・二 2 (2) 監査報告書における区分記載

「監査上の主要な検討事項」

第四・七 (監査上の主要な検討事項)

- 1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。
- 2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

- 2018 年改正「監査証明府令」4 条 1 項 1 号ニ及び 5 項

4 条 1 項 1 号ニ 監査報告書の記載事項

監査上の主要な検討事項 (第 21 項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。)

4条5項

第1項第1号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となった事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- ① 財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所
- ② 監査上の主要な検討事項の内容
- ③ 監査上の主要な検討事項であると決定した理由
- ④ 監査上の主要な検討事項に対する監査における対応

➤要するに、KAMは金融商品取引法上の制度

⇒会社法へのインパクトは？

※米国のCAM

2 監査報告書の長文化（透明化）の議論

➤2016年金融庁「会計監査の在り方懇談会」 会計監査の信頼性確保のために

・監査法人

ガバナンス・コード 独立性確保 監査人交代理由の開示

当局・審査会・協会のチェック機能の強化 不正リスク

公認会計士の力量向上 組織としての職業的懐疑心

・会計監査の内容等に関する情報の充実

「監査報告書の透明化等」

基本認識：現状＝適正性の表明以外の監査人の見解の記載は限定的である

英米の例 「監査人が着目した虚偽表示リスクなど」を記載している

・企業（監査対象）自体の会計監査に関するガバナンスの強化・内部統制の実効性

➤2017年金融庁「監査報告書の透明化について」

・監査人が着目した「会計監査上のリスク等」の開示は監査報告書の情報価値を高める

∴KAMの記載 企業と財務諸表利用者との対話の充実を促す

監査計画の前提 企業と監査人の意思疎通の充実 監査品質の向上

・より抜本的には

監査報告書の記載等の見直し

記載順序 継続企業の前提に関する事項 その他の記載事項への監査人の関与

・外部的な背景事情として、ISA（International Standards on Auditing）

特に 701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report

3 KAM 選定の手続

(1) KAM の選択責任

➤監査人の職業専門家としての判断事項

(2) プロセスとしての監査役等との協議

➤KAM の選択に先立って、監査過程において、監査役等と協議した事項を前提とする

∴何を「協議」するのか？が重要

(3) その協議事項から監査人自身が「特に重要」と判断すること

∴「特に重要」と判断する基準は何か？が重要

➤KAM の最終決定は、「監査の結果又は監査の実施過程を通じて入手した証拠に基づいて行われる」6号27頁

➤「同業他社等との比較において重要であるかどうかを考慮する必要はない」6号28頁

4 KAM の特質

(1) KAM の記載は、監査人の「監査意見」ではない

➤監査人における監査の状況に関する情報を提供するもの
情報提供手段としての監査報告書の有用性を高める

(2) 監査役等との協議の内容に依存するものである

➤会計監査人である監査法人（公認会計士）と監査役等の協議はすでになされている（はず）
日本監査役協会監査役監査基準 47 条 「定期的会合」「情報の共有」

※会計監査人（会社法上の制度）＝金融商品取引法上の「監査人」

東京証券取引所有価証券上場規程 438 条 1 項 （公認会計士等）

上場内国株券の発行者は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するものとする。

➤協議の意義

お互いにとって、「確認の場」である（共通認識の確認）とともに、「気づきの場」（知らないあるいは軽視していた論点を気づく場）でもある

(3) KAM は監査報告書における「監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項」の記載である

➤「当該事項に対する監査上の対応」の記載 「対応」とは？ 6号41頁

当該事項に対応する最適の手続として採られたものの概要と結果（客観的記述）

当該事項に関する主要な見解 監査意見ではない配慮が求められている

例：経営者の重要な仮定等に対する監査人の評価の記述

5 カギとなる「KAMと判断した理由」

(1) 「特に重要」

- 「監査リスクの高さ、経営者の重要な判断が含まれる程度や、財務諸表にとって重要な事象か否か、などを総合的に勘案して」 「特に重要」
監査リスク・経営者の裁量・重要性など 「総合的判断」
- 財務情報において、KAMの候補となりうる財務要素の例示
 - 結合企業における状況
 - 企業結合・のれんの評価（減損）
 - 子会社・関係会社株式等の評価 持分法投資の評価
 - 評価関連
 - 資産（無形資産・有形固定資産・繰延税金資産・棚卸資産等）の計上・評価（減損）
 - 引当金
 - 収益関係
 - 収益認識 異常性
 - システム関係（ITなどを含む）
 - その期のトピックス的なもの
 - 例：コロナ禍のインパクト
- 見積りを伴う会計処理と減損の処理
 - 「減損テスト」
 - 特にコロナ禍のもとでの評価基準や評価や見積りの妥当性や減損の要否が問題化（？）

(2) 「特に注意を払う」「特に注意を払った」

- 「特に注意を払った事項」 701A12～A18
 - ・リスク・アプローチへの言及（A12・13）
 - ・複雑性・経営者の重要な判断に関連することが多い領域なので、専門知識を有するメンバー配置の検討（A14）
 - ・監査役等とのコミュニケーションの重要性（A15（1））・専門家の活用（A15（2））
「困難な状況」の例示 監査基準委員会報告書260への言及
 - ・「特に注意を払う可能性が高い事項」
監査計画段階で検討し、コミュニケーションの対象事項とする（A16）
→監査の結果や実施過程を通じて入手した証拠から「主要な検討事項」を決定する
 - ・財務諸表に明記されていない事項について「特に注意を払った事項」とする場合として、ITシステムの例示（A18）
- KAMから落とされた「特に注意を払った事項」（KAM候補）が存在する

- ・なぜ、落とされたのか 協議の中で知るほかはないのか？

701A19 監査役等とのコミュニケーション

必須：識別された特別な検討を必要とするリスク

できる：それ以外の識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への対応

701A27～A30

内容と程度（深度と頻度）はその事項の複雑さ・困難さによる（A27）

➤監査人が「特に注意を払う」に至ったそれなりの理由があるはずである

- ・**701A21 「全ての特別な検討を必要とするリスクが、監査上の主要な検討事項となるわけではない」**

- ・監査役の業務監査においても特に注意すべき監査事項になりうる（？） 「情報共有」

（3）「特別な検討」が必要、「特別な監査上の検討」が必要

- ・**701A20 「特別な検討を必要とするリスク」＝「特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスク」（監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」3項（3））**

➤四半期レビューにおける「監査上の今後の課題」情報の共有

（4）企業におけるリスク及びリスク管理と監査人における監査リスク

A. 経営者サイド

➤2019年開示府令改正における「リスク情報」開示の充実

第2号様式記載上の注意（31）事業等のリスク a 第3号様式記載上の注意（11）

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、**経営者**が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下 a 及び(32)において「経営成績等」という。）の状況に**重要な影響を与える可能性がある**と**認識している主要なリスク**（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下 a において同じ。）について、**当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策**を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、**リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。**

➤会社法においても、内部統制を構築し、運用することが経営者の重要な任務

会社の経営を託されている⇒会社の利益の最大化⇒効率性・健全性・・・

特に、リスクマネジメントの重要性 最大の非効率の回避 極小化

➤監査役は取締役の職務執行を監査する 内部統制の構築・運用状況をチェックする
監査役監査も「リスク・アプローチ」

B. 会計監査人・監査人サイド

➤監査基準におけるリスク・アプローチ

例：監査基準第三（実施基準）一（基本原則）

1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。

第三・二（監査計画の策定）

1 監査人は、監査を効率的かつ効果的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。

➤監査役は、会計監査人との連携をもって、このリスクを最小にする協働体制の構築が求められる

監査証明令 4 条 8 項 8 号（公認会計士・監査法人の責任）

監査役等と適切な連携を図ること

➤「重要性」の判断は監査人サイドにあるとしても、その前提である「協議」の実効性を高める努力が必要

（3）KAM の決定

➤監査役等とのコミュニケーションを行った事項の中から KAM が決定される

最終判断は監査人であるが、監査役等とのコミュニケーションの重要性は変わらない

6 KAM 記載のインパクト

（1）情報利用者にとっての受け止め方

➤KAM 記載の趣旨

情報利用者に監査人の活動を知らしめる

財務情報の理解度・信頼性を高める

➤ポジティブ度とネガティブ度

監査人が KAM として指摘したということのインパクト 監査人が注意したという意味

例:訴訟等の係争事案のリスク度

（2）未公開情報との関連

KAM は未公開情報を開示させる制度ではないが、未公開情報を含む場合がありうる

守秘義務との抵触

公認会計士法 27 条 業務上取り扱ったことについて知り得た「秘密」

改訂前監査基準第二 8 業務上知り得た「事項」⇒改正後「秘密」

701A35～39 情報提供責任は経営者にある (A35)

どのような場合に、義務違反とならない「正当な理由」となりうるか？

監査上の主要な検討事項である以上、記載すべきといえるか？

⇒投資家に提供すべき重要情報であれば、むしろ会社が積極的に開示すべきではないか

701号A36項

監査報告書において企業に関する未公表情報を提供することを決定する前に、監査人は経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と狭義を行うことが適切である

ISA701 14項 除外事項

【要約】法令により公表が禁じられている場合と、きわめてレアなケースとして、監査報告書において報告することから生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため報告すべきでないと判断する場合（会社が当該事項の情報を公開している場合は報告すべきではないと判断する状況に該当しない）

II 監査報告書記載事項の変更における監査役等の責任の記載～案外見落とされている？

1 監査報告書の経営者責任

➤監査人による監査報告書（中間・四半期も）における「経営者の責任」の区分が「経営者及び監査役等の責任」に拡張された（監査証明令 4条 1号へ・2号ホ・3号ホ）。

2 財務報告の過程に対する監視責任

➤監査証明令 4条 7項 2号（監査役等の責任）

「財務報告」に係る過程を監視する責任があること（14項 2号、19項 2号も）

※「財務報告」の定義

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（内部統制府令）2条 1号

財務諸表（連結財務諸表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号。以下この条において「開示府令」という。）第 1 条第 21 号に規定する連結財務諸表をいう。第五条第三項において同じ。）を含む。以下この号において同じ。）及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう

※連結だけでなく、単体も対象となる

内部統制府令 2 条 2 号（財務報告に係る内部統制）

会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう

3 監査役等の活動

（1）財務報告に係る過程に対する監視責任

- 金融商品取引法へのコミットメント 財務報告の信頼性確保の義務
- 金融商品取引法の遵守は取締役らの「任務」である
その業務の監査は監査役等の「任務」
⇒そのことだけからも、金融商品取引法遵守についての業務監査がありうる

(2) 会計監査人の職務遂行に関する事項

- 会社法上、監査役等の重要な監査対象 会社計算規則 131 条
会計監査人の職務遂行体制は監査人の職務遂行体制と同じ内容になるはず
∴すでに監査役は金融商品取引法に関連して監査法人・公認会計士の「会計監査」を監査している
- 監査役にとって、会計監査人＝監査法人や経営者（サイド）とのコミュニケーションをとることが重要な「職責」となっている
または、監査役の職務を善良な管理者としての注意をもって遂行していくうえで、不可欠な要素になっているというべきか

おわりに

1 KAM との関係において

- 監査役は監査人＝会計監査人が KAM を決定するための協議に関わらなければならない
むしろ、日常的に監査人＝会計監査人との連携を密にしなければならない
「協議」の充実度が、監査法人（公認会計士）にとっても、監査役等にとっても、重要
- 監査役監査もまた、リスク・アプローチにならざるを得ない
リスク・アプローチでは、内部統制が重要であり、内部統制の重要性がいつそう高まる
- KAM の協議からは、経営サイドに積極的な情報開示を勧めるべき場合もありうる
もつとも、未公開情報の開示等については、慎重な協議が必要となる

2 監査役金融商品取引法上の責任について

- 監査役等はすでに金融商品取引法に関連した業務監査を行っている
財務報告に係る監視責任については、単に明文化されたにすぎないとも解される
- 株主総会の場において、金融商品取引法関連の質問もありうる
- 会社法上の監査報告に KAM 関連の記載をする
現時点では、法的義務ではないが、その方向性は・・・